

# 軽油缶 20L

消防法適合品

軽油は、第四類危険物第二石油類 危険等級Ⅲに分類されます。ちなみに、ガソリンは、第四類危険物第一石油類に分類されます。

※第四類危険物：引火性液体

※第一石油類：1気圧において引火点が21℃未満の引火性液体

※第二石油類：1気圧において引火点が21℃以上70℃未満の引火性液体

## 軽油の運搬・備蓄を安全に！！



移替え用  
ノズルセット付



運搬用  
キャップ付

JAN:4977767-221749

- 材質／ポリエチレン・NBR
- サイズ／約335W×260D×335H
- 実容量／約22.5ℓ
- 重量／約1,300g
- 入数／4(発注単位：8)
- 外装重量／約5.4kg
- 外装サイズ／約510W×350D×670H



自動車などに



耕耘機などに



重機などに

※軽油缶は、消防法に定められた基準に適合しております。

製造者：北陸土井工業株式会社

**Iwatani Group**  
岩谷マテリアル株式会社

【本社】東京都中央区新川1-4-1  
TEL:03-3555-3501  
FAX:03-3555-3900

【札幌】TEL:011-747-4233  
【仙台】TEL:022-262-7370  
【新潟】TEL:025-279-2481

【大阪】TEL:06-6261-1947  
【名古屋】TEL:052-950-3300  
【福岡】TEL:092-472-2350